

碧南市藤井達吉現代美術館

市民ギャラリー利用の手引き

平成20年9月30日

碧南市藤井達吉現代美術館

碧南市藤井達吉現代美術館市民ギャラリー（展示室4）は、美術作品等を創作している皆さんの発表の場として、有料でご利用いただけます。

1 市民ギャラリー（展示室4）の概要

階数	地下1階
床材	タイルカーペット
面積	104㎡
天井高	2.6m
床耐荷重	500kg/㎡
固定壁長	26.7m
可動壁長	2.3m×2
照明	スポットライト（着脱式）※紫外線防止、調光可能

※搬入口は1階（3m×3m）、エレベーターは内寸1.6m（幅）×1.5m（奥行）×2.6m（高さ）、最大積載量は1,000kgです。

※可動壁は移動しません。

2 使用料

1日につき2,530円、6日間15,180円（5日間12,650円）

※ただし、入場料若しくはこれに類するものを徴し、又は招待券等でこれらを徴したとみなされる催物のため利用する場合は、その徴する額（段階を設けているときは、その最高額）が1人につき500円以上であるときの使用料は、この金額の2倍とします。なお、収支計画書、収支報告書を提出してください。営利を目的とする利用はできません。

3 利用のご案内

(1) 利用できる催物の範囲

市民の芸術文化の向上に資すると認められる美術等に関する展覧会です。

(2) 利用できる期間・時間

①原則として火曜日から同週の日曜日までの6日間（火曜日が休館日の場合は5日間）を1単位とし、1単位を限度とします。搬入・搬出等も利用期間に含みます。なお、休館日には、搬入・搬出作業は行えません。

②1日の利用時間は、午前10時から午後6時までです。

(3) 展示することができる作品の種類

絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザインその他教育委員会が適当と認め

た作品です。

(4) 資料の提出・準備等

展覧会のために作成した案内状、ポスター、チラシ等は、展覧会開催までに、2部美術館へ提出ください。なお、案内状の作成にあたっては、主催者等の連絡先を明記してください。

(5) 搬入の方法

利用期間初日の搬入前に美術館に利用許可書を提示し、搬入・展示についての説明を受けてください。作品等の搬入は午前10時から行うことができます。

(6) 展示の方法

- ①作品は、すべて展示室内に展示してください。
- ②作品は、落下、転倒等の危険がないように展示してください。
- ③壁面には、作品を貸し出し用ワイヤーで吊り下げて展示してください（ただし、教育委員会の承認を得た場合は、この限りではありません。）。壁面以外の場所には、吊り下げることができません。
- ④壁面以外に展示する作品については、直接床面に置かず、展示台等を利用してください（特に事情があり、これによりがたい場合は、事前に教育委員会の承認を受けてください。）。
- ⑤スポットライトの取り扱いには、細心の注意を払い、使用方法、収納方法をよく承知して作業を行ってください。
- ⑥ワイヤーは無理に変形させないよう気をつけてください。
- ⑦展示に必要な備品、設備等は、教育委員会が許可したものを使用してください。特に、電力を必要とするものなど特別な設備については、事前に申請し、許可を受けてください。
- ⑧キャプション（題名札）は、市販の虫ピンで止めてください。虫ピンは利用者で用意してください。
- ⑨釘、木ねじ、セロテープ（粘着テープ）等を使用しないでください。
- ⑩展示飾り付けが終了後、速やかに職員の点検・確認を受けてください。

(7) 貸し出し備品・物品等

利用者は、次の備品、物品等を無料で使用できます。

- ・スポットライト（着脱式）25台
- ・展示用ワイヤー50ヶ、フック50ヶ、Sフック50ヶ
- ・催事名掲示板1ヶ、受付机1台、椅子1脚、数取り器1ヶ
- ・工具（ラジオペンチ、ペンチ、ガンタッカー、メジャー）
- ・台車1台、脚立2脚

※上記以外の館内備品の貸し出しは、行っておりません。

(8) 展示作品の制限

次に掲げるような作品は、展示室に展示することができません。

- ① 200 kgを超える作品、号数150号を超える作品
- ② 壁面等に展示する作品で長さ4 mを超えるもの。
- ③ 壁面ピクチャーレールからの吊り下げ重量が、ワイヤー1本25 kg以上の作品
- ④ 不快音を発し、又は煙霧を発生する仕掛けのある作品
- ⑤ 悪臭を発し、又は腐敗のおそれのある素材を使用した作品
- ⑥ 人に危険を及ぼすおそれのある素材を使用した作品
- ⑦ 砂利、砂、土等を直接床面に置いたり、床面をき損、汚損するような素材を使用した作品
- ⑧ 動植物及び危険物等
- ⑨ 鑑賞者に著しく不快感を与えるなど、公安、衛生法規に触れるおそれのある作品
- ⑩ その他教育委員会が不相当と判断する作品

(9) 搬出の方法

- ① 作品の搬出・片付けは、利用期間最終日の利用許可時間までに終えてください。
- ② 使用したスポットライト、ワイヤー等の備品は、職員の確認を受け、元の位置に必ず整理整頓して返却してください。
- ③ 会期終了後は、館内に掲示したポスター等を必ず取り除いてください。
- ④ ごみは各自でお持ち帰りください。
- ⑤ 作品等の搬出、片付け等確認後、速やかに職員の点検を受け、報告書を提出してください。

(10) 禁止事項

次に掲げる事項については、禁止しますので、必ずお守りください。

- ① 展示室、情報コーナー等での作品の制作
- ② 物品の販売や金品の募集
- ③ 商業宣伝、営業等の行為
- ④ 利用目的に違反する行為
- ⑤ 生花などの生きものや華美な装飾品の館内への設置・持ち込み
- ⑥ 特に指定された場所以外の館内での飲食、喫煙、又は火気の使用
- ⑦ 利用の権利を他に譲渡し、又は転貸すること。
- ⑧ 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがある行為

(11) 利用許可の取消し及び利用の中止

次に掲げる事項については、利用許可を取消します。

- ①許可に付された条件に違反したとき。
- ②偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- ③その他上記展示作品の制限及び禁止事項に違反したとき。

(12) 注意事項

- ①展示期間中は、展示室に責任者を置いてください。美術館は利用期間中の作品の盗難、き損等の責任を負いません。
- ②利用期間中は、毎日の利用報告書を提出していただきますので、毎日の観覧者数を把握しておいてください。
- ③作品の梱包資材は、各自お持ち帰りください。
- ④利用許可の取消し及び利用の中止を命じた場合において利用者が受ける損害については、教育委員会はその責任を負いません。
- ⑤利用許可を受けた人が、市民ギャラリー及びこれに付属する器具を、利用許可を受けた目的以外に使用したり、これらの権利を譲渡したり、転貸したりすることできません。
- ⑥利用者は、利用を終えたとき、又は利用を取り消されたときは、直ちに現状に回復してください。
- ⑦故意又は過失により施設、設備、物品、美術作品等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに美術館に申し出てください。その場合、それによって生じた損害を教育委員会の指示す方法で賠償していただきます。特にワイヤーは無理に変形させないよう気をつけてください。
- ⑧利用期間中の事故等は、一切利用者の責任において解決してください。

4 利用申込の手続き

(1) 受付・審査

間違いを防ぐため、電話での申し込みはできません。

- ①原則、毎月初日に6月後の1月分の抽選を行い（休館日の場合はその翌日）申請を受け付けます。その後は、美術館地下1階事務室にて先着順で申請を受け付けます（申請は利用日前7日まで）。
 - ア. 抽選時間 10時15分
 - イ. 抽選場所 美術館地下1階事務室
 - ②申請書類
 - ア. 碧南市藤井達吉現代美術館利用許可申請書
 - イ. 展示計画書（場合によっては、収支計画書）
- ※ 上記申請書類に、展示する作品や内容が分かるような資料（写真・チラシなど）を添えて申請してください。

③審査

申請後、提出された申請書類のほか、必要に応じて詳細を確認のうえ申請内容の審査を行います。内容が碧南市藤井達吉現代美術館の設置及び管理に関する条例、碧南市藤井達吉現代美術館の管理に関する規則に抵触する場合は、利用を許可しない場合があります。

(2) 許可通知

申請者に利用の許可・不許可について通知します。

(3) 使用料納付

許可通知同封の「領収済通知書」をご持参の上、美術館地下1階事務室で納付してください。納付後に利用許可書を交付します。

(4) 変更・取消し

①利用内容に変更があった場合は、利用許可書を提示し「碧南市藤井達吉現代美術館利用変更許可申請書」を提出してください。

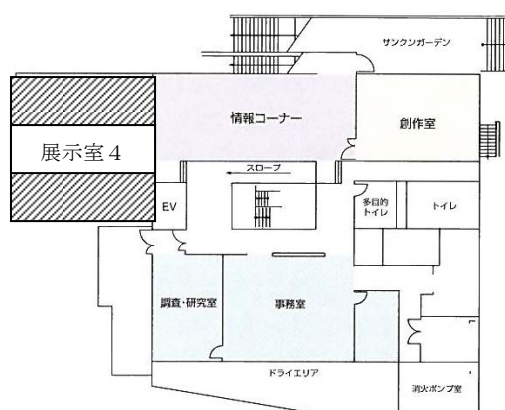
②利用者より利用日の7日前までに取消し申請をした場合は、使用料は「碧南市藤井達吉現代美術館利用取消申請書」及び「利用許可書等」の提出により、その提出時期に応じて全部又は一部をお返しします。

ア. 利用日前30日までに申請のあった場合・・・・・・・・・・100%

イ. 利用日前7日までに申請のあった場合・・・・・・・・・・50%

(5) その他

展示室に特別の設備を設置する場合は、事前に「碧南市藤井達吉現代美術館特別設備・備付設備変更許可申請書」を提出し、教育委員会の許可を受けてください。



地下平面図